



事業者の皆様へお知らせ

2020年4月から「改正健康増進法」全面施行

飲食店・事務所をはじめ

施設・店舗ごとに受動喫煙防止対策が必要です

施設の種類・場所に合わせた対策を実施

【第一種施設】

敷地内**原則禁煙**
(屋内も禁煙)



対象施設：学校、病院、保育園、行政機関、
介護老人保健施設等



学校



病院



保育園

例外

屋外に要件を満たした
特定屋外喫煙場所を設置することが
認められています。

●特定屋外喫煙場所の設置に必要な措置

- ①喫煙場所をパーテーション等で区画
- ②喫煙場所である標識を掲示
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置

法の適用除外の場所

「人の居住の用に供する場所」は適用除外
例) 住居やホテルの客室、入所施設の個室などは適用除外
となります

屋外に喫煙場所を 設置する際の配慮義務

喫煙場所を設置する場合は、望まない受動喫煙を生じさせる
ことがない場所とするよう配慮する必要があります。
例) 施設・店舗の出入口付近、利用者が多く集まる場所には
設置しない。

【第二種施設】

屋内**原則禁煙**



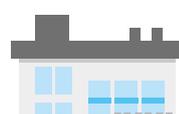
対象施設：飲食店、事務所、工場、
ホテル・旅館等
(第一種施設、喫煙目的施設*以外)
*喫煙を主目的とするバー、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所等



飲食店



事務所



工場



ホテル

例外

基準を満たした喫煙専用室等の設置・
小規模な飲食店への経過措置が
認められています。

●喫煙専用室等の設置基準

- ①出入口において、室外から室内に流入する空気の気
流が毎秒0.2m以上
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天
井等によって区画
- ③たばこの煙を屋外に排気



●経過措置を受けられる小規模な飲食店の要件

次の3つの要件すべてに該当する飲食店については、
経過措置として、飲食しながら喫煙することが可能です。

経過措置の適用を受ける場合は**届出が必要**

- ①2020年4月1日時点で既に営業している
※2020年4月1日以降に営業を開始する飲食店は経過措置の適用
を受けられません
- ②個人又は中小企業(資本金5,000万円以下)が経営
- ③客席面積が100㎡以下

喫煙できる場所には20歳未満立入禁止

受動喫煙による健康への影響が大きい20歳未満の人（従業員を含む）を、喫煙できる場所に立ち入らせることはできません。



標識の掲示が義務化

店舗や施設、喫煙場所の出入口には、「禁煙」や「喫煙専用室あり」などの標識の掲示が義務付けられます。

▶ 標識例



<禁煙の場合>

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき、出入口に標識を掲示してください。



<喫煙室を設置した場合>

喫煙室の出入口と施設の主な出入口付近の見やすい場所に標識を掲示してください。



標識の入手方法▶

各種標識は、相模原市ホームページからダウンロードが可能です。

相模原市 受動喫煙 標識



管理者の主な義務と罰則の例

喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙器具や設備を設置してはならないこと	違反時の 罰則あり	罰則:最大50万円
施設・喫煙室の出入口の見やすい場所に標識を掲示すること		罰則:最大50万円
喫煙室の煙の流出を防止するための基準に適合させること		罰則:最大50万円
20歳未満の人（従業員を含む）を喫煙室に立ち入らせないこと		罰則:最大 5万円

※神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

喫煙をするときは周囲への配慮を忘れずに！

周囲に人がいない場所で喫煙する、子どもや患者さんなど特に配慮が必要な人が集まる場所では喫煙を控えるなど、受動喫煙を生じさせないように配慮しましょう。



【問い合わせ先】相模原市保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当

TEL:042-769-8055

2020年3月発行

